

入札参加資格審査資料の提出について

入札説明書 6(2)エの「審査書類」に係る提出書類は次のとおり。

1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（審査様式1）

2 資本関係・人的関係調書（審査様式2）

3 履行実績調書（審査様式3）

本調書における記載事項の証として、契約書又は発注書その他発注者が発行した履行実績を証するものの写しを併せて提出すること。なお、契約実績とは、入札告示日を起点とした過去5年間において、仕様書に掲げる日常清掃対象延床面積（建物外部を除く）の7割以上の建物清掃業務の履行実績が1年以上（受託者の指揮命令下のもと従事者が週1回以上の頻度で当該業務を行うものに限る。）のものをいう。

4 清掃業務の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し

5 入札説明書の4(9)の要件を証する書類

(1) 建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業に関する登録証明書の写し

有効期間の更新及び再登録（本店所在地を札幌市外から札幌市内へ移転）の途中で要件に沿った登録証の写しが提出できない場合、その手続きに係る手数料の領収書又は申請書の写し（※）に代えることができる。

※ 手続き中で代替書類を提出した場合は、契約締結までに、交付された登録証の写しを提出すること。未提出の場合は落札を取り消す。

(2) 社会保険適用事業所及び労働保険加入事業所であることを証する書類

本入札において、入札参加資格の審査書類を提出する日（提出期限日）を『基準日』としますので、それぞれ以下に記載する必要枚数を提出してください。なお、対象となる書類は通常の納付サイクルに基づく納期内納付のものに限ります〔提出書類の詳細はP4～P5参照〕。

ア 被用者（健康、厚生年金、介護）保険料（直近3カ月分）

基準日に応じて、下表の対象月3カ月分全ての領収書等の写しを提出してください。

基準日	対象月	基準日	対象月
4/16～5/15	当年2月分＋1月分 ＋前年12月分	10/16～11/15	当年8月分＋7月分 ＋6月分
5/16～6/15	当年3月分＋2月分 ＋1月分	11/16～12/15	当年9月分＋8月分 ＋7月分
6/16～7/15	当年4月分＋3月分 ＋2月分	12/16～1/15	当年（基準日が1月 の場合は前年）10月 分＋9月分＋8月分

7/16～8/15	当年5月分+4月分 +3月分	1/16～2/15	前年11月分+10月 分+9月分
8/16～9/15	当年6月分+5月分 +4月分	2/16～3/15	前年12月分+11月 分+10月分
9/16～10/15	当年7月分+6月分 +5月分	3/16～4/15	当年1月分+前年12 月分+11月分

イ 労働（労災及び雇用）保険料（直近3回分（一括納付の場合は全期分））
基準日が属する月に応じて、以下の該当する期（3枚）又は全期分（1枚）の
領収書等の写しを提出してください。

(ア) 3回分納（年3回払い）又は労働保険事務組合へ委託している事業者（計3
枚が必要）

基準日が属する月 (※)	①口座振替以外の納付 (窓口・電子納付・事 務組合委託)	②口座振替による納付
4月・5月・6月	前保険年度第3期+第 2期+第1期	前保険年度第3期+第 2期+第1期
7月・8月	当保険年度第1期+前 保険年度第3期+第2 期	前保険年度第3期+第 2期+第1期
9月・10月	当保険年度第1期+前 保険年度第3期+第2 期	当保険年度第1期+前 保険年度第3期+第2 期
11月・12月・1月	当保険年度第2期+第 1期+前保険年度第3 期	当年度第2期+第1期 +前年度第3期
2月・3月	当保険年度第3期+第 2期+第1期	当保険年度第3期+第 2期+第1期

※ 各期の切り替わり月（7月、9月、11月、2月）において、**実際の納付
期限日又は口座引落日よりも「前」に基準日がある場合は**、「上記の表より
も一期古い組み合わせ（3枚）」を提出してください。

(イ) 全期一括納付（年1回払い）の事業者（いずれか1枚が必要）

基準日（書類を提出する日）が属する月に応じて、下表の該当する保険年度
の領収書等の写しを提出してください。

基準日が属する月	①口座振替以外の納付 (窓口・電子納付・事務組合委託)	②口座振替による納付
4月・5月・6月の場合	前保険年度の全期分	前保険年度の全期分
7月(※ ₁)・8月の場合	当保険年度の全期分	前保険年度の全期分
9月(※ ₂)～翌年3月の場合	当保険年度の全期分	当保険年度の全期分

※1 基準日が7月1日～10日の間である場合は、①の事業者であっても、当保険年度分の納付期限（7月10日）前であるため、「前保険年度分」を提出してください。

※2 基準日が9月上旬の口座引落日前である場合は、②の事業者で、当保険年度分の引落しがまだ行われていないときは、「前保険年度分」を提出してください。

【ア・イ共通の注意事項】

- ・ 領収済通知書（ハガキ）などの領収証書（領収書）が未着の場合や、納付手続(Pay-easy)の関係から提出できないときは、それに代えて請求額及び納付済であることが分かるもの（納付通知書、預金明細書、ウェブサイトの画面など）の写しとする。
- ・ 納付期限日が休日等にあたる場合は、翌日以降の最初の営業日

6 事業協同組合等にあつては、組合員名簿

7 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書写し

【参考】 労働保険料における納付方法別の提出書類について

●納付書払 ＜納付書・領収証書（写）＞

送付された労働保険料の納付書にて金融機関の窓口で納付された場合は、領収印が押印された領収証書の写しを提出してください。

図 1

納付書・領収証書 (労働保険) (国庫金)

北海道労働局 00075210 労働保険 0847 厚生労働省 6118 令和 7 年度

令和 7 年度 5 月 1 日以後 前年度繰入金

納付の目的
令和 7 年度 2 期

必要な「年度」及び「期」であるもの

領収印が押印されたもの

出納

あて先
〒060-8566
札幌市
北区北 8 条西 2 丁目 1-1
札幌第 1 合同庁舎
北海道労働局

【提出にあたっての留意事項】

- 1 提出対象の領収証書等は、通常の納付サイクルに基づく納期内納付のものに限る。
- 2 労働保険料の全期分を申告と同時に一括して 7 月に納付している場合は、領収証書等（写）のほか労働保険料に係る申告書(写)を提出すること。
- 3 納入者の住所は、本店又は札幌市内の支店等のものとします。なお、納入者については、厚生労働省で公表している「労働保険適用事業場検索」にて確認する。

●口座振替 ＜口座振替結果のお知らせ はがき（写）＞

「労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ」の写しを提出してください。

図 2

見開き部分の左側

令和 7 年 月 日
北海道労働局

【労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ】

下記の納付金額を労働保険料等として領収いたしましたので、お知らせいたします。

記

労働保険番号

振替納付額 円

納付の目的 令和 7 年度概算第 1 期

令和 6 年度確定

令和 7 年度一般拠出金

振替日

必要な「年度」及び「期」であるもの

納入者の「事業者名（口座名義）」が記載されていない場合は、表面のあて場が表示されている面（右側参照）を添付すること。

表面（宛先記載面）

料金後納 郵便

労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ

御中

厚生労働省

お問い合わせ先（庶務担当）
060-8566
札幌市
北区北 8 条西 2 丁目 1-1
札幌第 1 合同庁舎
北海道労働局
TEL 011(799)3311

※本局が、あて所に存在しない場合の返還先となります。
【送込先】厚生労働省労働基準局労働保険徴収課
〒100-8316 東京都千代田区豊島 1-2-2
ここからはがきで返送ください。

【提出にあたっての留意事項】

領収済通知書(ハガキ)の書面が、未着につき提出できないときは、それに代えて請求額及び 納付済であることが分かる書類〔納付書(前頁の「図1」の領収印の無いもの)及び預金明細書)の 写しを提出すること。なお、預金明細書を提出する際、対象となる保険料の預金振替額以外の 項目は「黒塗り」すること。

●Pay-easy (ペイジー) に対応したインターネットバンキング等による電子納付 <納付書・ 領収証書(写)、預金明細書等>

送付された労働保険料の納付書(前頁の「図1」の領収印の無いもの)の写しと、電子納付 した結果を記したWEBサイトの画面コピーや預金明細書など納付の事実がわかる書類を提 出すること。なお、WEBサイトの画面コピーや預金明細書を提出する際、対象となる保険 料の納付額や預金振替額以外の項目は「黒塗り」すること。

●労働保険事務組合へ事務を委託している場合 <労働保険事務組合の領収書 はがき(写)> 労働保険事務組合が発行する領収書(はがき等)の写しを提出してください。

図 3		【提出様式例その1】		【提出様式例その2】	

●その他注意事項

- 1 上記事項及び次項にあつては、被用者(健康・年金・介護等)保険料の領収証書等(写)につ いても同様の取扱いとなります。
- 2 次に掲げる事項に該当する領収証書等(写)にあつては、入札告示に定める「入札の無効」 に該当します。

なお、領収証書(領収書)の紛失など事由の如何にかかわらず、領収証書等(写)が提出で きない場合も、同様に入札を無効とします。

ア 労働保険料等納付証明書(納付方法によっては、入札書提出期限直前の保険料の納付確 認が、関係機関で確認できない場合があるため)

イ 入札告示等で指定した対象保険料とは異なるもの

ウ 納付目的が空欄となっているなどで対象保険料が確認できないもの エ 滞納による分納など通常の納付サイクルに基づく納期内納付のものと異なる領収証書